

市政
トピックス

路上
禁煙地区

[TOPIC 1]

大人の常識 喫煙マナーを守ろう!

名古屋市の
路上禁煙過料件数

1,419件

令和6年度



無意識に周りに迷惑をかけていませんか?

たばこの
ポイ捨て



歩きたばこ



自転車に
乗りながらの
喫煙



名古屋市には、路上で**たばこを吸えない地区**があります。

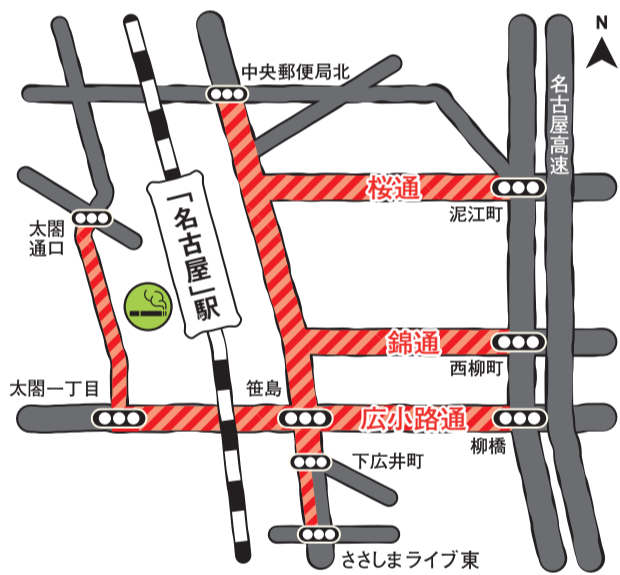


歩きながら・自転車に乗りながらだけでなく、
立ち止まった喫煙も禁止!
火のついたたばこを持つことも禁止なんだって!



人混みでの喫煙は、周囲の人のやけどや衣服を焦がすことにつながり、
とても危険な行為です。また、たばこのポイ捨ては、街の美観・衛生環境を損
なうだけではなく、火災のリスクもありますので絶対にやめましょう。

名古屋駅地区

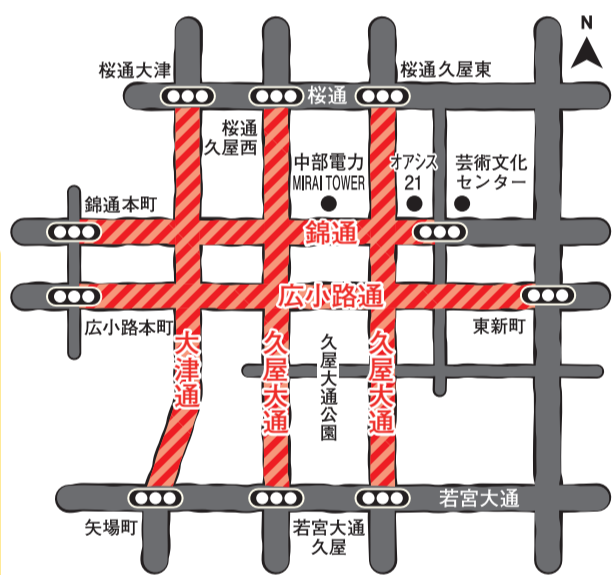


部分が
「路上禁煙地区」
です

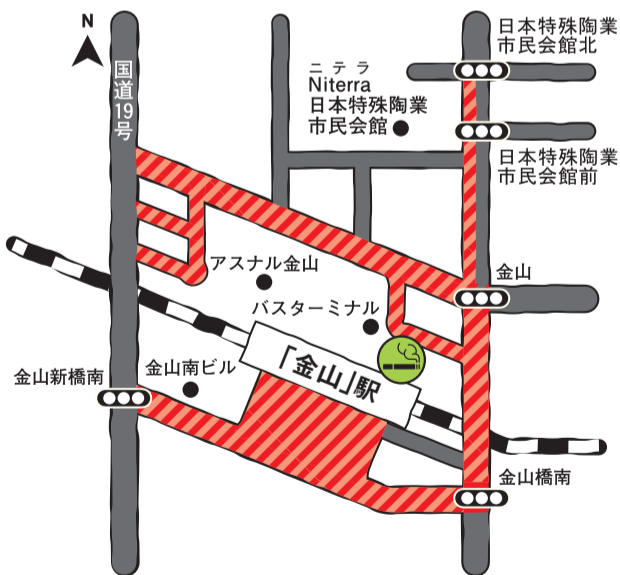
このマークが目印!



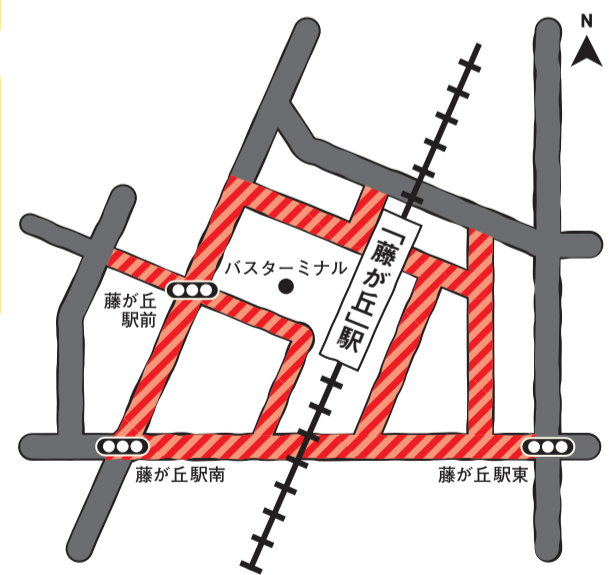
栄地区



金山地区



藤が丘地区



「路上禁煙地区」での喫煙は**過料2,000円**

巡回中の市職員が喫煙者にたばこの火を消すように注意・指導し、2,000円の過料を現金で
支払っていただきます(その際、領収書をお渡しします)。現金の持ち合わせがない場合は、
納付書をお渡ししますので、期限までに金融機関から振り込んでいただきます。

※過料を徴収する市職員は、写真付き身分証明書を携帯しています。

路上禁煙地区以外でも
「歩きたばこをしない」「吸い殻入れを
携帯する」など喫煙マナーを守ろう!

問合 環境局作業課
☎052-972-2385
FAX052-972-4133

